

変動金利定期預金 [単利型]

平成 31 年 4 月 1 日 現在

商品名 (愛称)	・変動金利定期預金 [単利型]
販売対象	・個人、法人
期間	・定型方式 … 1年、2年、3年 ・満期日指定方式 … 1年超3年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いが できます
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	・変動金利 ・預入後6ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヶ月毎 に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金<M型>6ヶ月ものを指標金利とした 利率設定方式により適用利率を変更します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月ごとの応答日) 以後および満期日以降に分割して支払います なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の 前日までの日数および中間利払利率(約定利率(利率を変更したときは変更後の利率) ×70%)により計算します ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人の利息には20%(国税15%・地方税5%)の税金がかかります。 (平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」 が課税されますので、税率は20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。) (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ・法人は総合課税となります
手数料	—
付加できる 特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・個人のものはマル優の取扱いができます
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および別表の預入期間 に応じた期限前解約利率により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払 日から解約日の前日までの日数および別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算 した利息の合計額(期限前解約利息)とともに支払います なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電 話:0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東 京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話: 076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776 -23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当 金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03- 3517-5825)にお申し出ください。
その他 参考と なる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の 対象となります (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までと その利息が保護されます)